

J R 東海労働関西地「発」第 15 号  
2021年 5月10日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

緊急事態宣言発令時における  
新型コロナウイルス感染拡大防止に関する緊急申し入れ

5月7日、政府は東京、大阪、兵庫、京都の4都府県に出されている緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決めた。また、新たに福岡、愛知の両県も宣言の対象とした。

5月8日においては、全国で新たに確認された新型コロナウイルスの感染者は7043人となり、一日の感染者数が7000人を超えるのは1月16日の7042人以来で、2度目の緊急事態宣言解除後最多となっている。

また、サービックにおいても3人の感染者が発生している。

以上のように、新型コロナウイルスの新規陽性者数が各地で過去最大になるなど拡大の一途をたどっており、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策はさらに強化しなければならないことはいうまでもない。

しかし、サービックにおける新型コロナウイルスの感染拡大防止に対する取り組みは不十分であると言わざるを得ない。

具体的には、各事業所において、自宅待機や検温が実施されていない。また、第一事業所においては、厳しいコロナ禍において可及的速やかに実施する必要がない教育を自宅待機よりも優先している。

よって、以下のとおり緊急申し入れを行うので、早急に対策を講じること。

記

1. 各事業所において、早急に自宅待機と検温を実施すること。その場合、自宅待機に業務指示による課題提出の強要はやめること。また、検温は勤務時間内で行うこと。

2. 第一事業所において実施される教育は中止して自宅待機とすること。

以上